

## 「秋田県地域防災計画（素案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の実施について

秋田県地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき昭和38年に作成され、令和5年4月の第19次修正では、国の防災基本計画などを反映した修正を行いました。

今回の第20次修正に当たっては、その後における国の施策の進展などを受け、令和5年5月に修正された国の防災基本計画や7月の大雨被害の教訓等を踏まえ、必要となる修正を行います。

つきましては、県民の皆様からの計画（素案）に関する御意見を募集します。

### 1 計画の名称

秋田県地域防災計画（素案）

### 2 意見の提出期間

令和6年1月5日（金）から令和6年2月5日（月）まで（必着）

### 3 関係資料の閲覧方法

#### （1）印刷物の閲覧場所

秋田県総務部総合防災課（県庁第二庁舎4階）

秋田県総務部広報広聴課（県庁本庁舎1階）

秋田県各地域振興局総務企画部地域企画課

※閲覧期間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く）

#### （2）インターネットでのデータ閲覧

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット（<https://www.pref.akita.lg.jp>）」

美の国あきたネット＞部署別一覧＞総務部＞総合防災課＞お知らせ

＞「秋田県地域防災計画（素案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の実施について

### 4 意見の提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールいずれかの方法により提出してください。

意見書様式を用意していますが、必要事項（意見、住所、氏名）が記載されていれば、当該様式によらなくても差し支えありません。

### 5 意見提出の際の留意事項

意見の提出に当たっては、提出される方の住所・氏名を明記してください。

住所・氏名を明記していない場合は、提出意見として扱わない場合があります。

## 6 提出された意見の公表

提出いただいた御意見については、県の考え方を付して、内容を公開します。

その際、住所・氏名は公開しません。同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表する場合があります。

また、計画（素案）に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことを公表しますが、改めて県の考え方を示すことはしません。

## 7 意見の提出先

秋田県総務部総合防災課 調整・計画・情報チーム

住 所：〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1-1

電 話：018-860-4562

FAX：018-824-1190

メール：bousai@pref.akita.lg.jp

## 8 問い合わせ先

秋田県総務部総合防災課 調整・計画・情報チーム

電 話：018-860-4562

※問い合わせ時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで  
(土曜日、日曜日、祝日を除く)